

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議第81号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、改めましておはようございます。総務課でございます。

それでは、私から議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、こちらの制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお願いいたします。

20ページは議案のかがみでございまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、こちらを別紙21ページから22ページのとおり制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、刑法の改正に伴い条文の整理を行うためとするものでございます。なお、この条例は4課にまたがる条例改正でございますので、刑法の改正、こちらのほうを一括して例規担当の総務課のほうで御説明をさせていただくというものでございます。

条例改正につきましては議案件名簿の21ページ、改正文のとおりとなりますが、具体的には、議案説明資料により御説明を申し上げます。お手数ですが、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されました。改正前の刑法においては禁錮か懲役かで作業を行わせるか否か、こちらが定まっていたところですが、拘禁刑に改正されることにより個々の受刑者の特性に応じて柔軟な処遇を行うことができるようになるというものでございます。この改正に伴い、条例

中の懲役または禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、関係条例の改正を行うものとなってございます。

改正条例でございますが、今回は一括して一部改正を行う条例となっております。記載の9つの条例を改正いたします。施行期日でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行日とするもので、こちらについては政令により令和7年6月1日から施行されるということになってございます。

4の経過措置でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴い、改正前に施行した行為に対する取扱いや、なお従前の例による等とする規定の包括的な読替えを行うものとなっております。具体的な改正箇所は、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページ、議第81号説明資料②こちらをお願いいたします。

左が改正前、右が改正後で下線箇所が今回の改正箇所となるものでございます。第1条は、下田市職員の給与に関する条例の一部改正で、第18条の2、第3号及び第4号並びに第18号の3、第1項第1号及び第3項、第1項にある禁錮を拘禁刑に改めるもの。第2条は、下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正で、第6条第1項中、禁錮を拘禁刑に改めるもの。

次ページ、5ページをお願いいたします。

第3条、下田市普通河川条例の一部改正で、第19条及び第20条中にある懲役を拘禁刑に改めるもの。第4条は、下田市表彰条例の一部を改正するもので、第9条第2号中の禁錮を拘禁刑に改めるもの。第5条は、下田市法定外道路管理条例の一部改正で、第18条第1項中懲役を拘禁刑に改めるもの。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第6条は、消防団条例の一部改正で、第5条第1号中の禁錮を拘禁刑に改めるもの。第7条は、下田市行政不服審査会条例の一部改正で、第9条中の懲役を拘禁刑に改めるもの。第8条は、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正で、附則第3条第4項及び第5項中の懲役を拘禁刑に改めるもの。第9条は、下田市情報公開個人情報保護審査会条例こちらの一部改正で、第16条第1項中の懲役を拘禁刑に改めるもの。

お手数ですが、議案件名簿にお戻りいただきまして22ページをお開き願います。

中段に附則がございますが、第1項は施行期日として、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行するというものでございます。

次項からは、経過措置となります。第2項ではこの条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとするもの。また、第3項ではこの条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前、もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされている罰則、こちらを適用する場合においては、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法第22条に規定する懲役または旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該刑のうち懲役刑または禁錮刑それぞれの刑と、長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とするというものでございます。

第4項では、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めにより、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処されたものは無期禁錮に処せられたものという有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられたものとみなすとするものでございます。

第5項は、禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴、こちらについては拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなすとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 禁錮刑及び懲役を拘禁刑にするというこういう内容で、内容的には全く違わないという具合に理解してよろしいのかと、懲役刑と拘禁刑は刑務所の中での仕事等ができるかできないかっていうのは、やらなくていいかどうかというような話があったかと思うんですが、実は消防組合で仲間内の争いがあったって約1週間の傷害を与えるというこういう事件が起きていようかと思えますけども、このような実例から考えますと、全くこの規定の内容は従前と変わらないという具合に考えてよろしいかどうか。確認のためにお尋ねしたいと思います。1週間の傷害程度ですから、懲役や禁錮刑というようなものにはケースとしては当たらなかったかと思うんですが。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） まず、個別の例によるものがどうなるかというのはちょっと私どものほうで存じ上げないもので、一般的に禁錮刑と懲役刑、今議員がおっしゃったとおり禁錮刑なら労務というかそういったものがなくて、懲役であると刑事的な労務が伴うというのが一般的な解釈であろうかと思えますけども、今回それが一緒になって受刑者の個別の内容といますか、そういった人々のそれぞれの事情によって労務を課す、課さないが判断されていくということでございます。実際に刑期自体にそれが影響するという事ではないというふうに私たちのほうでは解しております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第82号の説明・質疑・委員会付託

次は、日程により議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） それでは、議第82号議案について御説明を申し上げます。お手数でございますが、議案件名簿の23ページをお開き願います。

下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例の一部を改正する条例を別紙24ページのとおり制定するものでございまして、内容につきましては議案説明資料にて御説明をいたします。

提案理由は、下田市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するためでございます。お手数でございますが、説明資料の8ページをお開き願います。

説明資料①でございます。1、改正の理由でございますが、令和元年に法律が改正され災害弔慰金等の支給に関する事項を調査・審議するため、条例の定めるところにより合議制機関を置くよう努めることとされました。災害弔慰金等の支給に際しては、災害関連死等の判断が困難な場合には、医師や弁護士等の有識者による審査会を設置し審査会等の審査を経て判定することができるかとされております。都道府県に審査会の設置及び運営を委託すること

も差し支えないとされておりますが、近年、自然災害が頻発していることを踏まえ、迅速化の観点から独自に合議制機関を設置するものでございます。

2、改正の内容でございます。現行の条例に下田市災害弔慰金等支給審査委員会の設置の条文を追加するものでございます。

3、災害弔慰金の概要でございます。自然災害により死亡した方の御遺族または重度の障害を負った方に対しまして、市町村が実施主体となり給付するものでございます。括弧1の災害弔慰金が死亡した方の御遺族に対するもの。括弧2の災害障害見舞金が重度の障害を負った方に対して給付するものでございます。

4、審査委員会の概要でございます。括弧1、委員構成及び人数につきましては、医師、弁護士、その他市長が認める者から5人以内をもって組織をいたします。

お手数でございますが、説明資料の9ページをお開き願います。

括弧2、任期につきましては委嘱の日から調査・審議の終了した日といたします。括弧3、選出につきましては、災害発生後必要に応じてその都度対応してまいります。そのほか審査委員会の運営に関する事項につきましては、条例施行規則を改正いたしまして定めてまいります。

お手数でございますが、説明資料の10ページをお開き願います。

説明資料②は新旧対照表でございます。ページの左側が改正前、右側が改正後となります。改正前の16条を削りまして、改正後のように新たに第5章と第6章を加える形となります。第5章につきましては、説明資料①で御説明いたしました内容を条文化して追加するものでございます。第16条第1項は、災害弔慰金等の支給に関して調査・審議するため、下田市災害弔慰金等支給審査委員会を置くとするもので、第2項から第4項は委員会の構成する有識者や人数、任期を定め、第5項の規定で再任を可能としてございます。第6項は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないと定めるものでございます。

第6章につきましては、雑則として改正前の第16条を第17条とするもので、条例施行に関して必要な事項を規則で定めるとするものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿にお戻りいただきまして24ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 災害弔慰金につきまして、今までのケースで揉めたことがあったのかと。こういう形で大変困難な事例があったかどうかをまずお尋ねをしたいと思います。

それから、この条例は、第17条で「この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」こうしてありまして、説明資料のほうにおきましても9ページに、「なお、委員長及び副委員長、会議、庶務等については下田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則を併せて改正し定めます」と書いてございますが、これはどういうことなのか。既に改正されたものがあるのであればきっちり議会に説明をすべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 2点御質問いただきました。

まず一点目の、これまでに災害弔慰金の関係で審査で困難なことがあったかどうかということでございますが、この条例で適用されます災害弔慰金等につきましては、災害救助法が適用になるような大きな災害になります。下田市の場合で言いますと、過去に平成3年の水害がそのときの対象になったということで聞いてございますが、それ以降は今のところは適用になったものはないというふうに把握してございます。

困難な事案があったかについては、市内においては、すみません。ちょっと分かりかねるところがあります。ただ、他県、他市町、県内の他市町についても審査についてはこの審査委員会を設けないとなかなか難しかったことがうかがい知れます。昨年、台風15号で静岡市で被害があったときに、やはり災害弔慰金の対象になるというところで申請が何件かあったようございましたけれども、そのうち1件は認定されなかったようなこともございまして、その判断にはやはり医師の専門的な判断が必要であったかということもネット等の情報により知れてございます。

それから2点目の質問でございますけれども、規則で定めるというところについては、今条例に合わせて規則が改正できるように一応案のところは考えておりますけれども、まだお示しするようなところに至ってございません。

以上でございます。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 規則等は検討中だということで、できるだけ早く条例と一緒にチェックができるようにしていただきたいと思います。

それで実態的には、何のためにこの委員会っていうんでしょうか。審査委員会をつくるのかと。やはり災害を受けた人たちが当局の間違いによって支給がされないと。こういうものをなくすためなのか、単にこの正確を期すためにやるということなのか。そういう裁判や等々のケースがあって、そういう経過を踏まなくても交付ができるように市民の側に立った、町民の側に立った委員会として運営をするのか。そこら辺の意図についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 改正の理由で少し触れさせていただきましたけれども、この条例の改正の目的につきましては審査委員会をつくると、設置するというところでございますが、その目的といたしましては、やはり判定の迅速化を図ることがございます。県内でもこの条例改正が、一昨年ほど前までは約7割の市町が条例改正の対応をされてございませんでしたけれども、昨年ぐらいからここ1、2年で急速に条例改正の対応をしているところが増えてございます。

理由といたしましては、やはり近年大きな災害が頻発しているというところでございますが、こうした審査委員会を設置していないところについては、やはり災害関連死かどうかという判定にすごい時間がかかるということ。また困難を極めるというところでございます。県内でも熱海市の土砂災害を契機に、どうやらこの条例の対応の必要性というところで急速に意識が高まりまして、その対応を本市においても急ぎたいということでございます。なるべく早く対象になるような方にこうした災害弔慰金等を支給ができるように図ってまいりたいということで、今回の条例改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） そうしますと、この運用上審査会を経ないと支給がされないというようなことになって、支給が遅れるというようなことがないような運営をしなければならないと思いますが、そういう保証というのはどこにあるのかと。もう審査会にかけなくても判断ができるというものについては審査会にかけずに、早急に給付をするということが私は必要かと思うわけですが、審査会の運営やそれらが目的と違うような運用がされないという、その保証はどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 審査の仕方でございますとか具体的な運用につきましては、ほかの他市町の事例等も研究しながら迅速化が図れるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ちょっと教えていただきたいんですが、審査委員会の概要のところ任期のところは委嘱の日からというふうに書いてありますが、3番の選出という項目では災害発生時必要の都度ということになってますけれど、この組織は災害がいつ起こるか分からないということを考えれば、もう事前に委嘱をしてその組織自体はあると。災害が起きて必要に応じてこの委員会を開いて、いろいろ検討してもらおうという順序なのか、それとも災害が起きた段階でこの委員会が必要とされるので、その後にメンバーの選出委嘱をして開催をするという順序になっているのか。その点のところをどちらなのかをちょっと教えてください。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 災害の都度、災害が発生してから委嘱するようなことを今考えてございますが、選出の仕方については弁護士会、それから賀茂医師会等にも今御相談をしております。あらかじめ選出しておいても委嘱された方が被害を受けるとも限らないということもございます。それから、あらかじめ選出しておくことが弁護士会とか賀茂医師会のほうの御負担になるようなところもちょっとありまして、その辺りはちょっと調整が必要になってございます。

ですので、今のところは災害が起きてからお願いをするようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 内容についてここで審議する話ではないと思うんで、また後日ということになるかと思いますが、やはり災害がいつ起きるか分からないということになれば事前に体制を整えておいて、必要に応じて開催をするという順序が普通かなというふうには思います。災害が起きた後、いろんな面でドタバタしてる中でこういう組織化をするということは、頼むほうも受けるほうもいろいろ混乱を招く状況もあろうかと思っておりますので、細則に関



しては今後決めるという話ですので、またその時点でいろいろ検討しながら説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 8ページの改正の理由の中で、その判断が困難な場合にはこの審査会で決めてくださいっていうか、決めますっていうようなことになっておるかと思うんですが、一方で、実際に被害に遭われたりした方から御相談を受けたりというようなことが我々の立場上ないとも言えないというか、割とありがちな話だと思うんですね。その場合に、誰かお亡くなりになったりけがをしたと。そういった場合に相談を受けたときに、福祉事務所は窓口になっていくのか。あるいは、亡くなられた場合はいわゆるどういう理由で亡くなられたかっていうようなことは病院とか警察とか、そういったところの判断に任せることになるわけですけども、実際に被害に遭われた方がどのような形で手続を進めたらいいのか、説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 実際のお手続については、この災害弔慰金のほかに生活再建に向けてのいろいろな御支援についての御相談を福祉事務所のほうで対応するようなことになるかと思しますので、福祉事務所のほうに御案内をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 細かな点については、委員会のほうで御質問させていただきますが、この弔慰金の趣旨であったり条例改正の目的からすると、やはり楠山議員のおっしゃったとおり迅速的に早急にこういった弔慰金を支給するという意味では、やはり常設の委員会の設置が審査会ですか、審査会の設置が必要かと思えます。県内であったり、近隣自治体のほうでこの条例改正をされた、先行して条例を改正された中で、常設型かまた都度設置っていう割合とか分かるか教えていただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 県内の他市町の設置状況ということで、資料のほうが手元にあるものがございしますが、そちらの中ですと常設型か常設ではないスタイルかというところに

については、すみません。ちょっと資料の中ではございません。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） そうしましたら、また委員会審査の中ではその点も含めて説明をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 詳細は委員会でお聞きしたいと思いますが、ちょっと一点お伺いしますが、こちらの審査会を実施した場合報酬が発生するんでしょうけど、今回こちらの一覧のほうには報酬の規定がございませんので、そうしますと特別職の非常勤の報酬のその他条例・法令に基づく委員の報酬、そちらのほうで対応されるということによろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 土屋議員のお見込みのとおり、今のところはそのような対応の方針でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 非常勤の特別職の報酬というようなことで、このように弁護士の先生であったり医師の先生、そういった医療関係とか法律関係の方々の報酬については、ほかの例えば審査会、委員会などではもう少し高額な報酬を払っているような例があるかと思えますけれども、そちらのほうとの整合ですとか調整のほうはされなかったということによろしいですか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 市の中で、今ほかに同じように医師や弁護士に委嘱するようなそうした機関も一応参考にしてございます。ただ、ほかの県内の市町の状況を見たときに、この報酬額がやはりばらばらというところもございましてまちまちだったものですから、賀茂郡内でも報酬額についてはばらつきがありまして、1つの町が附属機関、やはり特別職の非常勤の扱いってということで数千円単位の報酬というところもございましたので、今後その辺り調整していくところは課題かなとは思いますが、今のところは附属機関の条例のところの状況に合わせたような格好になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第83号の説明・質疑・委員会付託

次は、日程により議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） それでは、議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の25ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、次の26ページから27ページのとおり制定するもので、提案理由は受け入れる廃棄物の整理に伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明いたします。

議案説明資料の11ページを御覧ください。

本条例に伴う新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後、下線箇所が今回改正になりまして、次の12ページをお願いいたします。

改正前の粗大ごみの次になりますが、特定家庭用機器再商品化法施行令平成10年政令第378号、第1条に定める機械器具、いわゆる家電4品目の持込み手数料と動物の死体いわゆる犬・猫等のペットの火葬手数料を削るものでございます。その改正に伴いまして、粗大ごみの取扱い区分の説明についても、下記4品目を除く特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号第1条に定める機械器具を除く）に字句を整理しております。

議案件名簿の27ページにお戻りいただき、附則は、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

少し補足説明をさせていただきます。家電リサイクル法は、資源の有効活用のため平成13年4月から施行されました。家電4品目を処分する場合は、過去に当該家電を購入したお店で引き取ってもらうか、買替えの際に古い家電を引き取ってもらうのが原則で、これに対応

できない場合として収集運搬許可業者への依頼や市の清掃センターへの搬入、それ以外には指定引取り場所への自己搬入という方法を取っておりました。現在は、購入品や買替えでなくとも、家電量販店での回収サービスやインターネット申込みによる回収サービスが行われており、処分方法が充実してきましたことから、清掃センターでの受入れを終えるものでございます。また、ペットの火葬につきましては、焼却炉は老朽化により解体され、現在取扱いをしておりませんので、条例から削るものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） サービスを切るといふ、こういう内容だと思うわけです。実態的には、家電4品目につきまして、エアコンやテレビジョンや冷蔵庫や洗濯機、これらについては取り扱わないと。したがって条例から切るといふことですが、市内のそれぞれの量販店、家電を売ってるところで扱ってくれるので市がサービスしなくてもいいんだと。こういう説明だったかと思いますが、それであれば市内に何店舗そういう取り扱ってくれるお店があって、どことどこだと。こういうことが言えようかと思えます。さらに、犬・猫は高齢化とともにペットをお祭りしたいっていいですか、弔いたいというこういう気持ちの人はだんだん増えてこようかと思うわけです。

そういう中で、施設が老朽化したからそれをやらないんだと、そういうことではなくて、市の本来の在り方は、条例で決まってるものはやはり死体の火葬ができるような仕組みにしていくということが本来あるべき職員の僕は姿勢だと思うわけです。その施設がなくなって、修繕もしないでそれが使えないから切ってしまう方がいいんだと。こういう発想ってのはもう市民サービスに逆転をするものの考え方、発想だと思うわけです。しからば犬・猫のそういう火葬について、市内でどことどこでどういう具合に処理することができるのか。その点も含めてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） まず一点目の市内の量販店のお話ですけれども、中にありますエディオンさんと下田とうきゅうストアに入っているノジマさんになります。ペットのほう

につきましてもやるべきというお話ございましたけれども、ペットにつきましても、下田ですと I Z U ペットセレモニー。あと、近隣ですと伊東市と函南町にもペットの火葬を行っている施設がございます。

以上です。

○議長（中村 敦） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 申し訳ございませんでした。先ほど説明で申し上げましたけれども、家電4品目の処理の原則の方法とすると、まず購入したお店で引き取ってもらうか、買替えの際に古い家電を引き取ってもらう。こちらがまず大原則になります。この制度が始まった初期はそういった制度がまだ充実してございませんでした。インターネットでの回収等もございませんでした。ですので、下田市としてもそういう住民サービスを行っていたところですが、現時点でかなりそういった回収サービスが充実してまいりましたので、今回市としては家電4品目の引取りを終了するという流れになったものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 家電のほうは今の説明で分かりました。市内に2軒もあるしインターネットもできますよと。しかし、犬・猫の動物の死体の火葬手数料はちゃんと条例で定めて、このサービスをしますよって言ってながら炉が壊れたなら当然それは修繕するのは当たり前であって、修繕もしないでできない状態になってるから受け付けないんだっていうこういう姿勢っていうのは、大間違いじゃないかと思うわけです。

I Z U ペットセレモニーにつきましても、いつこのセレモニーができたんでしょうか。以前からそういう意味では栄協さんが預かってたと思うんですけども、やはり公的な機関がこういうものを扱うってことの必要性っていうのは僕はあるんじゃないかと思うわけです。ペットを飼う人が増えてる中で。そういう中で、動物の死体の火葬手数料のほうを切ってしまうっていうのは、サービスを切り捨てて現状のほうに条例を合わせようというこういう逆転の発想ではないかと、こう思うんですけど違うんでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） ペットの火葬につきましても、近隣の先ほど申し上げましたけれども、伊東市等でもそういったサービスを行っている業者も、当然下田市もございます。

今ペットはもう家族と同然ですので、民間の会社がそういうサービスを行っている中で、ごみ焼却場というところの一角で家族という犬や猫を火葬するのちょっとした今の時代心情的にどうなのかなというのもございますし、繰り返しになりますけれどもそういった民間でのサービスも充実しておりますので、焼却炉の老朽化もそうですけれども今回条例から削ることとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議83号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第84号の説明・質疑・委員会付託

次は、日程により議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、議第84号についての御説明を申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開き願います。

議案のかがみでございますが、下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙29、30ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由ですが介護保険法施行規則等の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。それでは、改正の内容につきましては議案説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の13ページをお開き願います。

説明資料①になります。まず1、改正の概要につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもので

ございます。

2、改正の内容についてでございますが、1つ目に下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例において、ア、第3条に規定する地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化として、（ア）地域包括支援センターに配置する職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法によることができるとするもの。

続いて、（イ）として上記にかかわらず地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数において、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該1の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から当該1の地域包括支援センターは3職種のいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととするものです。

続いてイ、第2条に規定する語句の整理として、地域包括支援センター運営協議会の引用規定を介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」から「第140条の66第1号イ」に改めるものとなります。

2つ目の下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、第14条に規定する地域包括支援センター運営協議会の運用規程を介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」から「第140条の66第1号イ」に改めるものとなります。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、次の14ページを御覧ください。

説明資料②となります。左が改正前、右が改正後となり、下線部が改正部分となります。主な変更内容につきましては、第2条第2項中、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号（2））を市が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イに改めるもの。第3条第1項中第1号被保険者の次に（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）を加え、員数の次に（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて、常勤の職

員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。以下、次項において同じ。) を加えるもの。

15ページをお開きください。

同条第2項の表以外の部分中、前項を第1項に改め、同項の表中、前項各号を第1項各号に改め、同条中第2項を第3号とし、第1項の次に次の1項を加えるものとして、2、前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運用に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域とし、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該地域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうち2人とするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

2つ目、第2条になります。下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。第14条第1項中、第140条の66第1号ロ(2)を第140条の66第1号イに改めるものでございます。

続きまして、議案件名簿にお戻りいただきまして30ページをお開きください。

附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長(中村 敦) 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時55分休憩



午前11時5分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第84号議案の当局の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 大変理解がしにくくて自分が悪いんじゃないかと思うんですけども、地域包括センターの職員及び運営をスムーズに職員も充実させていこうというこういう内容のものであると理解をいたしますと、ここに書いてあることがよく分からないということが出てくるわけです。例えば、この表を見ますと条文が変わっているだけで、人員等の配置は何ら変わってないじゃないかっていうこういう具合に読めるんですけども、そういう読み方は間違いなのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

そして、具体的に下田市の地域を支援センターに照らしますと、この条文の改正によりましてどういうことになるのか併せて御説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、今の沢登議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず表の読み方につきましては、今回地域包括支援センターが引用する法の引用規定が変わった部分がありますので、そちらのほうが変わったことによってまず引用の条文がロからイに変わってるとい部分がありますので、その表は読み替えられているというところと、今回大きな改正の部分の内容につきましては、少し補足2で説明させていただきますが、介護保険に限らず介護の人材の不足、専門職の不足という部分が今懸念されておりまして、こちらが今下田市の現状にもちょっと説明をつなげていきますけれども、まず、地域包括支援センターには3つの職種、社会福祉士、保健師、あとケアマネジャー、こちらのほうの3職種が必要になります。

こちらのほうは、例えば1つの行政区域内に2つの包括支援センターがあるという場合には、それぞれ3職種を3人ずつ置かなきゃいけないんですけども、今回のこの条例改正については、例えば人口密度が高いところだと需要が大きかったり、少ないところだと少ない形にはなるんですが、より多いところに人が必要だよという部分になりますので、そちらのほうに1つの区域として職員をやりくりできるというような形で、1つの行政区の中で平均的にできるように常勤換算法というところを使って計算して、職員の配置を考えていよというように柔軟化されているという部分になります。なので、忙しい例えば包括支援センタ

一と若干余裕がある包括支援センターを1つにする場合、平均すると員数を満たしているというような形の法改正になっております。

今回、下田市がこれを適用するという部分には、今のところ下田市の包括支援センター1つしかありませんので、こちらのほうの法改正の部分についての恩恵は今のところありませんけれども、例えば今後包括支援センターが造成された場合と違っていうときには、こちらのほうを活用する場所があるというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうしますと、この規定でいきますと3,000から6,000人未満ということですので、7,000人近く介護の対象者がいるというようなことになりましたときには、下田市は2か所の包括支援センターを持つということになるのかと。いや、そんなことにはならない、市内、市役所内にある1か所で対応をするんだとこういうことになるのか。そしてこの解説で書いてありますのは、3職種のうち2以上の常勤の職員を配置しなきゃならない。だから片一方が3人で片一方が2人であってもそれでもいいというような、そういうむしろ職員配置を狭めるっていいですか、ある規定を緩やかにする内容のものになっているという理解をしてよろしいのか。

本来法改正は、配置基準で多くの3職種の人たちがそれぞれの包括支援センターにきちんと配置すべきではないかというのは僕は本来の在り方ではないかと思うんですけども、その点をどのようにお考えになっているのか併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） まず、1つ目の質問の3,000から6,000人という部分の区分ですけども、こちらのほうについては一応法では規定されていますけれども、今市のほうの部分では上限の定めをしていませんもので、こちらのほうが6,000人以上だから2つにするのっていうところは今のところ設置の部分は考えておりません。

続いて、2つ目の質問について少し分かりやすく説明させていただきますと、例えば必ず専門職は2人以上必要に、1つの場所について2人以上は必要になるんですけども、例としまして、週5日勤務の保健師が必要だとします。その場合、その5日部分が雇用ができなくて3日しか勤務できなかったという部分があった場合は、もう一つの包括支援センターから、2人、2日分の保健師の分を借りてくると全部で5日間勤務ができるということで、こ

ちらが常勤換算法の考え方になります。なので、必ず専門職は2人はいるんですけども、残りの1人が少し借りてきたりっていうような形ができるというようなことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第84号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第85号の説明・質疑・委員会付託

次は、日程により議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の31ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例を、次の32ページのとおり制定するものでございます。提案理由でございますが、使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、議案説明資料の17ページをお開き願います。

初めに、使用料改正の趣旨でございます。下田市保健休養林爪木崎自然公園の駐車場使用料につきましては、平成12年以来24年間改正が行われておらず、市内海水浴場周辺駐車場料金との乖離が生じていることから、均衡を図った使用料に見直しを行うものでございます。

次に、保健休養林爪木崎自然公園駐車場の概要でございます。場所は下田市須崎1235番地の1、駐車場の規模でございますが面積は約3,000平方メートル、収容台数は普通車で136台、利用時間は午前8時から午後5時まで。有料供用期間は7月1日から8月31日までの間において毎年度市長が定めるとして、隣接する九十浜海水浴場の開設期間に合わせ設定しており、令和6年度は7月13日から8月28日までとなっております。

現在の使用料は二輪車100円、普通自動車1,000円、大型自動車1,500円で有料供用期間中の料金徴収、場内誘導、場内簡易清掃等の管理運営につきましては、須崎区への業務委託により実施しております。

次に、有料供用期間における駐車場の利用状況でございます。普通自動車で見ますと、令和2年度から4年度には新型コロナウイルス感染症の影響により減少となりましたが、令和5年度には回復が見られております。令和6年度につきましては、猛暑の影響による海水浴控え等もあり減少している状況でございます。

使用料収入につきましては、直近3年間の平均で約382万円となっており、下記駐車場運営業務委託費や光熱水費、浄化槽保守点検費などの管理運営費に充てられております。

18ページを御覧ください。

駐車場使用料の見直しに当たり、市内海水浴場周辺の駐車場と比較するため、爪木崎周辺及び各区または地区観光協会が運営しております10か所の駐車場の使用料調査を行いました。普通車では2,000円としている駐車場が6か所、1,500円としている駐車場が3か所、1,000円としている駐車場が1か所となっております。バイク自動二輪では、1,000円としている駐車場が4か所、500円としている駐車場が2か所、400円としている駐車場が1か所、設定なしが3か所となっております。大型車では設定なしが6か所、他の4か所は2,000円から6,000円という状況でございます。

次に、使用料改正案についてでございます。参考として掲載いたしました下田市海水浴場来遊客数の表を御覧ください。

比較検証するため調査を行いました駐車場に隣接する海水浴場のうち、白浜大浜、吉佐美の3浜、外浦の各海水浴場につきましては来遊客数が数万人規模の海水浴場となっております。一方、本施設に隣接いたします九十浜海水浴場の来遊客数は数千人規模となっております。こうしたことから、同程度の来遊客数の海水浴場である白浜中央、田牛海水浴場に隣接する長田区営駐車場、田牛区営駐車場及び近隣の爪木崎駐車場の料金を参考に近隣民間駐車場の民業圧迫とならないよう検討を行いました。使用料の改正案としましては、二輪車を500円に、普通自動車を1,500円に、大型自動車を2,000円に改正するものでございます。

なお、本改正案につきましては本年10月18日に下田市公共料金等審議会に諮問いたしまして、11月21日に答申を受けているものでございます。答申書の写しにつきましては、20ページ21ページに添付してございます。

次に、19ページをお開き願います。

本条例改正に伴う新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線部分が今回改正箇所でございます。表中の駐車場使用料、二輪車100円を500円に。普通自動車1,000円を1,500円に。大型自動車1,500円を2,000円に改めますとともに、備考2から4の改正は二輪車、普通自動車、大型自動車の定義規定を道路交通法の規定を引用する形に改めるものでございます。お手数ですが、議案件名簿の32ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 17ページの説明資料の中の2の（6）の業務委託ということで、答申書のほうを見たら記載がございましたが、この期間の公園の管理委託というところで、年間420万円程度という答申の中で文書がございましたが、収入と合わせて令和元年から令和6年で委託料が大体どのぐらいで推移しているのかというものを教えていただきたいと思えます。

もう一点が、今回本定例会の一般質問でもさせていただきましたが、施設使用料の適正化ということで令和6年度中にプロジェクトチームを立ち上げ、各施設の使用料金の適正化を図るといった答弁がございましたが、本条例改正についてはこのプロジェクトチームの中での検討に基づき行われたものなのか、それとも単独で先行してこの部分を協議され今回上程されているものなのか教えていただきたいと思えます。

あとは、改正の理由のところでございますが、近隣民間駐車場の民業圧迫という部分が近隣九十浜付近の民営駐車場が現行1,000円ということで、現行であってもこの爪木崎自然公園の駐車場は1,000円ということで、民営駐車場の民業圧迫にはならないと思えますが、理由としてこういう文章が載ってるという点でどの辺が民業圧迫なのか確認させていただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） まず、委託料の推移というところでございます。須崎区への夏の駐車場の運營業務委託としましては、令和5年度では122万1,000円という形で、各年若

干海水浴場の開設期間の日数が違うものですから、その日数による増減ということで特段大きな変動はない状況でございます。

先ほど議員言われた427万という金額は、この保健休養林管理運営事業の全体の費用という形でございます。それから、今回のこの改正についてはプロジェクトチームでの検討のものなのか、単独のものなのかという御質問でございます。こちらのほうはプロジェクトチームでの検討というものではございませんで、この施設につきましては爪木崎自然公園管理運営協議会という地元区須崎区、また須崎財産区等の方々を委員とする協議会がでございます。その協議会の中でも、ここ数年市内の近隣駐車場との会議も進んでいるというところで検討が必要ではないかというような問題も提起されていたところで検討を続け、今回の提案となったものでございます。

それから、もう一点民業圧迫というところでございますが、このグリーンエリアの駐車場の付近に民間駐車場、料金1,000円でやっているところなんです、駐車場に係る人件費等も高騰して上がってきている中、料金を引き上げたいというところなんです、こちらの駐車場が1,000円ですとそちらの駐車場には入らないというところもあって、こういうような事情もあるということで、その経営されている方からも幾度か区を通じて相談があった、そういうところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第86号～議第93号の説明・質疑・委員会付託

次は、日程により議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）から議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）まで一括して御説明申し上げます。

それではまず、ピンク色の補正予算書と補正予算の概要を御用意をお願い申し上げます。

初めに、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。12月の補正予算につきましては、厳しい財政状況の中、9月補正後の事象の変化により必要となった義務的経費、国県補助事業の変更や追加及び事業費の確定によるものとするため補正予算要求の指示をしたところであり、査定もその方針により行ったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,988万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億5,498万5,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条繰越明許費でございます。地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。繰越明許費に関する事件は1件で、8款消防費、1項消防費、消防施設等整備事業（消防団車両購入費）でございます。金額は1,318万円でございます。年度内に納車される見込みがつかないため繰越しをさせていただくものでございます。

第3条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正1追加による。第2項債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正に変更によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

追加は6件で、1件目は建築物環境衛生管理業務委託料で、期間は令和6年度から7年度まで。限度額は事業予定額170万円の範囲内で、建築物環境衛生管理業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うもの。いわゆる河内庁舎に係るいわゆるビル管業務と言われるもののゼロ債務でございます。2件目は土木積算システム運

用保守等業務委託料で、期間は令和6年度から令和11年度まで。限度額は、事業予定額1,243万円の範囲内で土木積算システム運用保守等業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払うものでございます。3件目は、土木積算システムサーバー機器等リース料で、期間は令和6年度から令和11年度まで。限度額は、事業予定額143万円の範囲内で、土木積算システムサーバー機器等リース料に係る契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払うもの。4件目はコミュニティバス運行業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで。限度額は、事業予定額907万5,000円の範囲内でコミュニティバス運行業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うもの。5件目は準用河川古根川護岸修繕工事で、期間は令和6年度から令和7年度まで。限度額は、事業予定額2,200万円の範囲内で準用河川古根川護岸修繕工事に係る契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うもの。6件目は浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで。限度額は、事業予定額900万円の範囲内で浄化槽保守点検業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うものでございます。28施設に対する浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜き清掃業務を一方の限度額予算として債務を追加するものでございます。

10ページをお開きください。

変更は3点で、1件目軽自動車税電算処理業務委託料で、事業予定額143万7,000円を189万2,000円に変更するもの。2件目、道路等包括管理業務委託料で、事業費の追加により事業予定額を1,000万円から1,500万円に。令和6年度予算計上額750万円を超える金額750万円を令和7年度において支払うものに変更するもの。3件目、市県民税（普通徴収）電算処理業務委託料で、事業予定額120万円を199万9,000円に変更するものでございます。

1ページにお戻りください。

第4条地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は、第4表地方債補正によるというもので、補正予算書の11ページをお開きください。

地方債の追加2件で、1件目起債の目的古根川改修事業。限度額220万円は古根川の改修工事に対して緊急自然防止事業債を発行するもの。2件目起債の目的、横川地区馬ツ田排水路改修事業、限度額1,500万円は9月補正により計上いたしました工事費に対して、防災対策事業債を発行するもので、追加2件の起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが補正予算の



概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。企画課関係、16款1項2目1節利子及び配当金52万1,000円の増は、預金利子の増加による増額。17款1項2目1節総務費寄附金2,210万円の増額のうち、2,200万円の増額は、ふるさと納税寄附金の増額見込み及び充当額の変更。10万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金1件を受け入れたものでございます。18款2項1目4節、ふるさと応援基金繰入金750万円の増額は、事業費の変更と財源組替えによるもの。

4ページ、5ページをお開きください。

18款2項1目15節庁舎建設基金繰入金167万7,000円の減額は、繰入れ対象事業の減額に伴うもの。20款5項4目20節雑入100万円の減額は、自治総合コミュニティ助成金で吉佐美区の事業の取りやめによるもの。

財務課関係でございます。2款3項1目1節、森林環境譲与税225万8,000円の増額及び15款2項8目1節県費、県営事業軽減交付金487万8,000円の増額は、金額の確定によるもの。16款1項2目1節利子及び配当金101万円の増額は、利率の増によるものでございます。17款1項1目1節、一般寄附金76万9,000円の増額は、1件の寄附を受け入れたもの。18款2項1項3目、過疎地域持続的発展基金繰入金1,110万円の減額は、財源組替え等によるものでふるさと応援基金の振替に組み替えたものでございます。20款5項4目20節雑入150万円の増額は、旧東中学校に係る光熱水費相当額を静岡県警より受け入れるもの。21款1項3目8節河川債1,720万円の増額の内訳は、準用河川古根川改修事業220万円、横川地区馬ツ田排水路改修事業1,500万円。

6ページ、7ページをお開きください。

税務課関係。1款1項1目1節市税、市民税個人現年課税分4,800万円の増額から、同2項1目1節市税、固定資産税現年課税分790万円の増額。同3項2目1節市税軽自動車税、種別割現年課税分180万円の増額までは、いずれも調定額の増によるものでございます。15款3項1目1節県費、徴収費委託金68万3,000円の増額は、徴収委託金の確定によるもの。

防災安全課関係。15款2項1目4節県費、地震・津波対策等減災交付金66万8,000円の増額は、消防団員の活動福祉等の購入及び災害用井戸の調査等に係る補助を受け入れるもの。

市民保健課関係。14款1項1目6節国庫、保険基盤安定負担金166万2,000円の増額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の増。

8ページ、9ページをお開きください。

同2項3目1節国庫、保健衛生費補助金169万5,000円の増額は、主に新たに実施する遠方

分娩施設への交通費、宿泊費支援業務に係るもの。15款1項1目5節県費、保険基盤安定負担金581万4,000円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の増減によるもの。15款2項3目1節県費、保健衛生費補助金82万2,000円の増額は、県より遠方分娩施設への交通費、宿泊費、支援補助金を受け入れるもの。

福祉事務所関係。14款1項1目木1節国庫、社会福祉費負担金790万7,000円の増額及び15款1項1目1節県費、社会福祉費負担金395万3,000円の増額は、障害福祉サービス費の増。同2項2目3節県費、児童福祉費補助金248万1,000円の増額は子供医療費の増。16款1項2目1節利子及び配当金12万円の増額は、リースの増によるもの。18款2項1目6節ほのぼの福祉基金繰入金50万円の減額は、繰入れ先事業の財源振替によるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

環境対策課関係。20款5項4目10節一部事務組合事務取扱受入金は、10月1日の人事異動に伴う充当組替え。

産業振興課関係。15款2項4目1節県費、農業費補助金45万9,000円の減額は、補助金対象事業の増減によるもの。16款1項2目1節利子及び配当金6万3,000円の増額は、利率の増によるもの。

観光交流課関係。16款1項2目1節利子及び配当金1万9,000円の増額は、利率の増によるもの。

建設課関係。16款1項2目1節利子及び配当金6万2,000円の増額は、利率の増によるもの。

学校教育課関係。12款2項1目2節児童福祉費負担金78万9,000円の減額は、民間保育所の利用者負担金の減。14款1項1目4節国庫、児童福祉費負担金1,332万円の増額。

12ページ、13ページをお開きください。

15款1項1目3節県費、児童福祉費負担金460万9,000円の増額及び同2項2目3節県費、児童福祉費補助金22万3,000円の増額は、いずれも民間保育所の児童数の増及び公定価格の変更に伴うもの。16款1項2目1節利子及び配当金5万円の増額は、利率の増によるもの。18款2項1目14節学校施設整備基金繰入金700万円の増額は、小学校空調設備費工事費の増によるもの。20款5項4目20節雑入55万円の減額は、小学校トイレ改修事業費の確定によるもの。

生涯学習課関係。15款2項7目2節県費、社会教育費補助金100万円の増額は、既存事業のホストタウン事業に対し県の補助が採択されたもの。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係。1款1項1目0001議会事務2万3,000円の増額は、時間外勤務手当及び事業の確定による増減。

総務課関係。2款1項1目0100総務関係人件費581万3,000円の減額は、人件費1名分を介護保険特別会計に組み替えるもの。同2目0110人事管理事務57万円の減額は、人件費と庁用備品。

企画課関係。2款1項8目0240地域振興事業100万円の減額は、自治総合センターコミュニティ助成金で吉佐美区の要望取下げによるもの。同0260ふるさと納税推進事業1,102万2,000円の増額は、ふるさと納税の増加に伴う返礼品及び使用料と委託料を組み替えたもの。同16目0225庁舎等建設推進事業84万4,000円の減額は、庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託旅費の増及び備品の減額は事業費の確定によるもの。同19目0390庁舎建設基金30万4,000円の増額及び同20目0395大久保婦久子顕彰基金1万9,000円の増額は、利率の増によるもの。同21目0405ふるさと応援基金3,751万円の減額は、ふるさと応援寄附の実績見込みによるもの。同22目0406企業版ふるさと納税基金10万円の増額は、企業1社より寄附を受けたもの。同23目0410歴史的まち並み景観整備基金2,000円の増額は、利率の増によるもの。

財務課関係。2款1項3目0140行政管理総務事務。24万円の減額は燃料費、電話料の増のほか、コピー等資機材の引っ越しに係る事業費の確定によるもの。同6目0210財産管理事務150万円の増額は、下田警察署が使用します旧東中学校に係るもので、同額を静岡県警より雑入で受け入れ、光熱水費として下田市が支出するものでございます。同17目0380財政調整基金50万円の増額及び同18億0385減債基金51万円の増額は、利率の増によるもの。21款1項1目予備費5,804万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係。2款1項13目0320会計管理事務11万円の増額は、郵便料。

16ページ17ページをお開きください。

税務課関係。2款2項1目0450税務総務事務148万9,000円の減額は、人件費。

防災安全課関係。2款7項1目0753防犯対策事業50万円の増額は、光熱水費。同8項1目0860防災対策総務事務55万円の追加は、災害用井戸水質調査業務委託。同2目0895防災基金201万7,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもの。8款1項2目5810消防団活動推進事業155万3,000円の増額は、消防団員の活動被服費等購入及び光熱水費でございます。

市民保健課関係。2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務4万円の増額及び3款6項1目

1850国民年金事務3万円の増額は、複写機利用料。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金469万3,000円の減額及び同1902保険基盤安定繰出金467万6,000円の減額は、国保会計繰出金の減。同8項1目1950介護保険会計繰出金88万2,000円の増額は、介護保険会計繰出金の増。同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金83万2,000円の減額は、後期高齢者会計繰出金の減。4款1項1目2000保健衛生総務事務4万8,000円の増は、複写機使用料。同3目2040母子保健相談指導事業328万9,000円の増額は、当初予算で計上しましたハイリスク妊婦タクシー宿泊扶助費の制度を用いて予算を組み替えた上、遠方分娩施設への交通費、宿泊支援助成金を新たに行うもの。

福祉事務所関係。3款1項1目1,000番事業社会福祉総務事務219万8,000円の減額は、人件費ほか事務費。同1007地域福祉計画策定推進事業4万3,000円の増額は、印刷製本費。同5目1120障害福祉サービス事業1,581万8,000円の増額は、障害福祉サービスの増。同6目1150ほのぼの福祉基金500万1,000円の減額は、ふるさと納税に係るもの。同3項1目1451子育て支援対策事業1,015万円の増額は、子ども医療費審査支払い手数料ほか。同10目1730子育て支援基金1,165万7,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもの。

18ページ、19ページをお開きください。

環境対策課関係。4款2項1目2250清掃総務事務21万9,000円の減額は、人件費。同3目2280ごみ収集事務19万6,000円の増額はペットボトル圧縮機年次点検業務委託。同2281ごみ収集車両管理事業30万円の増額は、修繕料。同5目2383環境美化推進事業44万円の減額は、事業費の確定によるもの。同6目2405広域ごみ処理施設整備事業6万2,000円の増額は、人件費でございます。

産業振興課関係。5款1項1目3,000番、農業委員会事務4万円の増額は、郵便料。同3目3101中山間地域等直接支払事業5万4,000円の増額は、対象面積の増によるもの。同4目3200農業施設維持管理事業50万円の減額は、事業費の確定によるもの。同5目3250基幹集落センター管理運営事業16万6,000円の増額は、修繕料。同2項1目3350林業振興事業2万円の増額は、郵便料。同5目3550みどりの基金1,045万1,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもの。同6目3570森林環境整備促進基金229万2,000円の増額は、森林環境譲与税の増によるもの。同3項1目3600あずさ山の家管理運営事業33万8,000円の増額は、火災報知機の修繕、建設設備点検業務ほか。

観光交流課関係。6款2項1目4200観光まちづくり総務事務40万2,000円の増額は、事務費ほか人件費。同3目4350観光施設管理総務事務108万6,000円の減額は、事業費確定による

減額ほか修繕料。同4353多々戸温水シャワー施設管理運営事業80万円の増額は、シャワー設備の修繕料。同5目4385世界一の海づくり基金838万5,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもの。

20ページ、21ページをお開きください。

建設課関係。7款2項1目4550道路維持事業250万円の増額は、道路等包括管理業務委託。同3項1目4800河川維持事業220万円の追加は、破損した護岸を修正するための測量業務委託。同5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業7万4,000円の増額は、事務費。同5目5460都市計画事業基金2万円の増額は、利率の増によるもの。同6目5465景観まちづくり基金1,400万3,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金及び利率の増分を積み立てるもの。

学校教育課関係。3款3項3目1550公立保育所管理運営事業41万5,000円の増額は、修繕料賄い材料費。同4目1600民間保育所事業2,143万4,000円の増額は、園児数、公定価格の増に伴う民間保育所への捕獲補助金の増。同5目1670認定こども園管理運営事業116万7,000円の増額は、光熱水費及び賄材料費。同6目1452放課後児童対策事業23万1,000円の増額は、消耗品費。9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務73万1,000円の増額は、小・中学校児童生徒対外派遣費補助金ほか人件費。同5目6040教育振興基金559万1,000円の増額及び同6目6045奨学振興基金177万3,000円の増額は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもの。同7目6047学校施設整備基金3万9,000円の増額は、利率の増によるもの。同2項1目6050小学校管理事業803万9,000円の増額のうち、空調設備設置工事の増額は、キュービクルの更新に伴うPCB対応が必要となったことによるもので、その他工事費の確定による減及び光熱水費。同3項1目6150中学校管理事業84万5,000円の増額は、光熱水費。同6項1目6800学校給食管理運営事業443万9,000円の増額は、給食センターの修繕料ほか光熱水費でございます。

生涯学習課関係。9款4項1目6350社会教育総務事務3万円の増額は、郵便料。同4目6500芸術文化振興事業25万円の増額は、修繕料。同5目6550公民館管理運営事業30万円の増額は、光熱水費。同6目6600図書館管理運営事業30万円の増額は、光熱水費ほか三島由紀夫氏にゆかりのある下田市民へのインタビュー動画作成業務委託。

22ページ、23ページをお開きください。

同7目6650市史編さん事業260万円の減額は、原稿作成の進捗状況の遅れにより今年度の執行を見送るもの。同7項1目6900市民文化会館管理運営事業300万円の増額は、外壁改修工事費の不足によるもの。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

補正予算書の55ページをお開きください。

令和6年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の56ページから59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24、25ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項2目1節利子及び配当金は、1万5,000円の増額で、利率の増によるもの。

26、27ページ歳出でございます。

3款1項1目8030稲梓財産基金積立金1万5,000円の増額は、預金利子を積み立てるもの。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の72ページから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し

上げます。

補正予算の概要の28、29ページをお開きください。

歳入でございます。4款1項1目1節利子及び配当金2万円の増額は、利率の増によるもの。

30ページ、31ページ歳出でございます。

3款1項1目8120下田駅前広場整備事業基金2万円の増額は、預金利子を積み立てるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の87ページをお開きください。

令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の88ページから91ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の32、33ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項2目1節利子及び配当金18万円の増額は、利率の増によるもの。

34、35ページ歳出でございます。

2款1項1目8210土地開発基金繰出金18万円の増額は、預金利子を積み立てるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の103ページをお開きください。

令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,866万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億233万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の104ページから107ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるというもので、補正予算書の108ページをお開きください。変更は1件、国民健康保険電算処理業務委託料で事業予定額270万円を365万5,000円に変更するもの。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要36、37ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項2目1節国庫社会保障、税番号制度システム整備費補助金299万3,000円の増額は、マイナ保険証に係る補助を受け入れるもの。4款1項1目2節県費、特別交付金4,500万円の増額は、特別調整交付金の増。5款1項1目1節利子及び配当金4万円の増額は、利率の増によるもの。6款1項1目1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分799万8,000円の減額から同2節保険者支援分325万9,000円の増額。同3節未就学児均等割保険税繰入金6万3,000円の増額までは、いずれも申請額の確定によるもの。同5節事務費等繰入金166万4,000円の減額は、主に事務費の財源見直しによるもの。同6節出産育児一時金繰入金166万6,000円の増額は実績によるもの。同7節財政安定化事業繰入金469万5,000円の減額は、繰入金の算定によるもの。

40ページ、41ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目8300国民健康保険総務事務609万4,000円の増額は、特別調整交付金申請業務委託料で、申請のためのレセプト抽出を行うもの。同2項1目8320国民健康保険賦課事務10万6,000円の増額は、印刷製本費。2款5項1目8410出産育児一時金支給事務250万円の増額は、実績によるもの。5款1項1目8480特定健康診査保健指導事業40万5,000円の増額は、郵便料。6款1項1目8490国民健康保険事業基金4万円の増額は、預金利子を積み立てるもの。8款1項2目8530国民健康保険償還金事務35万9,000円の増額は、



特別調整交付金償還金見込額の増。9款1項1目予備費2,916万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,229万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、補正予算書の124ページから127ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるというもので、補正予算書の128ページをお開きください。変更は1件で、介護保険料電算処理業務委託料で事業予定額110万円を203万5,000円に変更するもの。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要42、43ページをお開きください。

歳入でございます。3款2項3目1節国庫地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外、現年度分）154万9,000円の増額及び5款2項2目1節県費、地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外、現年度分）77万4,000円の増額は、地域支援事業に係る国庫補助。6款1項1目1節利子及び配当金23万7,000円の増額は、利率の増によるもの。8款1項3目1節一般会計繰入金、地域支援事業交付金繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外、現年度分77万4,000円の増額。同2目2節一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、事務費等繰入金10万8,000円の増額は、今回補正に係る繰入金算定によるものでございます。

44、45ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目9200介護保険総務事務10万8,000円の増額は、複写機使

用料。3款3項3目9353包括的継続的ケアマネジメント事業402万3,000円のうち人件費は、一般会計から組み替えたもの。4款1項1目9375介護給付費準備基金積立金23万7,000円は、預金利子を積み立てるもの。7款1項1目予備費92万6,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の145ページをお開きください。

令和6年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,004万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の146ページから149ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算書の概要46、47ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項1目1節事務費等繰入金3万円の増額は、事務費に対する繰入れ。同2目1節保険基盤安定繰入金86万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

48、49ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務3万円の増額は、複写機使用料。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金86万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるもの。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第93号 令和6年度市下田市一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

補正予算書と概要のほうをクリーム色の別冊になっておりますので、そちらのほうお手元

によりしくお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、南伊豆地域広域ごみ処理事業に係る静岡地方裁判所令和6年度（行ウ第13号）の控訴審に対処するための補正予算を編成したものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

お手数ですが、クリーム色の補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳出でございます。財務課。12款1項1目予備費33万円の減額は、歳入歳出調整額。

環境対策課関係。4款2項6目2405広域ごみ処理施設整備事業33万円の追加は、静岡地方裁判所令和6年行ウ第13号の控訴審に対する着手金として、新たに訴訟代理人業務委託を計上するものでございます。

以上、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）から、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）まで一括して御説明申し上げました。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 議第86号議案から議第93号議案までの当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。1時10分まで休憩いたします。

午後12時7分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第86号議案から議第93号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとの質疑を行います。

まず、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。  
13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 債務負担行為の関係と予算の関係で質問させていただきます。

まず、債務負担行為の関係は、予算書の9ページのほうをお願いいたします。追加となります事業で、下段のほうにコミュニティバス運行業務委託料、1つ飛ばして浄化槽保守点検

等業務委託料ということで、細かな数字についてはまた委員会のほうで前回の契約との数字の差だったり要因というものはまた説明いただきたいと思いますが、契約の方法ということで質問をさせていただきたいと思います。

前年度末に契約をして、令和7年度支払いというものでございますが、実質単年度契約ということでもう少し複数年契約にすることでこういった契約の手間というか、そういう可能性っていうのはこの2つの委託料には可能性がないのか。また検討されているかどうか御質問をさせていただきます。

もう一点が、補正予算の概要のほうから御質問をさせていただきます。21ページ、建設課景観まちづくり基金積立金ということで約1,400万の計上がございます。本定例会前に配付いただいた監査結果報告書等の写しにおきましては、令和6年8月31日現在、景観まちづくり基金が約6,700万ということで8,000万の積立てになると思われま。今回補正の予算の中で、財源の組替え等という中でふるさと納税寄附に係る財源の組替えというものが、ちょっと私が見た限りはございませんでした。一方で、一般財源が厳しい中、こういった特定財源を事業に充当するということが重要と考えますが、その点補正の中でそういった議論というかあったのかどうか。それとも、現状の基金の条例の中で使えるような事業がないのかであったり、幅が狭いのかっていうところで今後条例の改正等も踏まえて、特定財源の活用という観点でどのようにお考えか御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） まず、コミュニティバスの関係ですが、今単年度契約ということで複数年についてもちょっと事務局も考えていったほうがいいのかと思っております。例えば会社が人材を雇用するに当たって、単年よりかは複数年のほうが雇用しやすいというようなメリットもあるかと思っておりますので、私たちのほうで公共交通の事業者協議会を持っていますので、今度行うときにはそういった複数年することのメリット等についても業者さんに伺って、それを踏まえながら次からは複数年契約について考えていきたいと考えています。

基金につきましてですが、今現在景観基金に関しては、景観計画を改定しております。そういった中で、この条例の使い勝手についても景観計画に合わせてもっと幅広く使えないかということ併せて検討しているところでございます。なお、今回の補正に当たっては、当初年度の予算もこの景観基金とかに充てられないかという質問だと思いますが、今回の補正については充当できるようなものがなく、当初予算については、基金が充てられるものについては充てて計上していると認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは浄化槽の保守点検等の業務委託なんですが、こちらも今現在では複数年という話は上がっていません。ただ、多課にわたるものですから学校教育課が一応まとめてはいるんですけど、また関係課と協議をしながらその辺は検討していければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、浄化槽の関係でございます。今ほど学校教育課長のほうから答弁申し上げましたとおり複数の施設の浄化槽になってます。なおかつ、浄化槽につきましても年度によって、場合によると廃止が出てきたりですとか、あと実績が大きく変わるといふ部分がございますので、手間暇の部分でいきますと複数年契約というのはメリットあるかと思うんですけども、そういうことを勘案しますと浄化槽という性格上、あくまでも単年度でやっていったほうがよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

あと、ふるさと歴史的基金の充当につきましては、当初予算等のほうにつきましてできるものについては基本的に見込んでいくという予定でございます。あと、今年度ふるさと応援基金と過疎の基金ですね。こちらのほうで組換えを若干やらせていただいた事業がございます。詳しい点につきましては、委員会のほうでお話しをさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 特定財源の使い方ということで確認をさせていただきまして、ありがとうございます。また委託については、受ける側の事業という観点でもやはり複数年だったほうがより効果的に従業員であったり投資っていうものができるかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思っております。

債務負担行為の追加の関係でもう一点だけ、すみません。確認をさせてください。

9ページ表上段の建築物環境衛生管理業務委託料ということで、河内庁舎のビル管理業務という御説明いただきました。これまでこういった業務が東本郷庁舎でもあったかどうかというところも含めまして、今後こういった市が管理する公共施設の包括的な業務委託とのビル管理業務の関連性というか、まずこの管理業務を今後広げていくかどうか。そういった対

象の施設がまだ複数あるのかどうか、御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 今回のいわゆるビル管につきましては、東本郷庁舎では施設の規模等において対象にならなかったものが、今年度、令和6年度の河内庁舎より対象になっているというものでございます。

この部分につきましてはゼロ債務ですので、令和7年度の河内庁舎について今回ゼロ債務で契約させていただくという形になります。令和8年度の途中からは、もちろん今建設中の部分、同じ形での契約になるかと思えますけれども、そちらも対象に、令和8年度からビル管に加わるという形になってございます。

全体のほかにもビル管の関係については対象になっている施設はあるかと思うんですけれども、今こことこことこの施設が対象になってるはずですよという部分の資料がございませんので、その部分については差し控えさせていただきますけれども、全ての施設のビル管を包括的ということとは、現状のところ制度上1つの施設に1人の管理者という形、そういった制約等があったかと思えますし、従業員と管理者として民間企業のほうにもそういった人材がなかなか複数いないという部分もあるかというふうに聞いてますので、現在単独での契約、包括的な部分というのは検討してございません。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。また委員会のほうで対象となる施設等の資料作成であったり、口頭での説明でも結構ですので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） これまでずっと懸案事項だった企業版ふるさと納税がついに入ったということで、皆様の御努力には感謝申し上げる次第でございますけれども、企業さんの名前とかそういったものを公開していただけるのか。していただければ教えていただきたいのと、どういった経緯で、下田のどういった地方創生制度に対して評価してくださったのかっていうあたりのことも分かる範囲内で伺いたいと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 今回、下田市として初めての企業版ふるさと納税の御寄附というこ

とになります。こちらの経緯でございますけども、今回企業版ふるさと納税を実施するに当たり、情報の発信ですとかそういった企業等の情報の収集、あるいは下田市の取組の紹介等をジチタイアドさんという中間取扱業者に委託をお願いをしております。

こちらの業者さんの広報、営業の中でマッチングがされた企業ということで、今回フラットさんという事業者さんが初めて10万円という形で御寄附を頂いたこととなっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） フラットって不動産融資か何かの不動産融資なのかな。フラット24とかそういう会社のフラットですか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） すみません。こちらは沼津市のほうにある県内事業者で、工務店といますか建築業をやられている会社でございます。議員おっしゃる会社とは別の会社ということになります。

○議長（中村 敦） ほかに質問ございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 概要の中16、17ページの中の市民保健課の中で、遠方の分娩施設への交通費等が増額されていて、ハイリスクのほうが減額されているということですが、このものは産科の閉院に伴った新規的な事業なのか、あるいはこれまでやってた事業がそういう影響の中で増額したのか。

また、ハイリスクのほうが減額されてるということ、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） ただいまの楠山議員の御質問ですけれども、まず初めに、本年度の当初予算で計上させていただいたハイリスクの妊婦のタクシーの部分については、こちらのほうは年度当初に確かにハイリスクの方のみの対応だったということで、今回市内の分娩の取扱いが終了ということに伴って、今回は対象者が広がるということがありますので、こちらのほうを新たに制度を包括させていただきまして、当初予算の部分についてはちょっと減額。その分、遠方の分娩施設への交通費、宿泊費ということで新たに内容を2本立てにしまして、縫合した形の予算計上をさせていただいてるという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） もう一回ちょっと私のほうでも整理したいんですけど、これまで市のほうで分娩に対しての補助金を出していて、調べますと県下で下田と浜松だけというようなデータもあったりして偉いなと思うんですが、そのときにはハイリスクのみの補助金で、今回産科が閉院に伴ってハイリスク以外の通常分娩の方に対しても、分娩にかかるような交通費や宿泊費を補助しようということで、1つの形で遠方の分娩に対して補助金を出しますよと。それは正常分娩であろうがハイリスク分娩だろうが関係なく出しますよというような、中のものを変更し対応しやすいようにしたんで、予算上増額とハイリスクのほうを廃止してそっちに入れるとかっていう、そういう操作の中の事業立てと予算立てということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 説明が足りず申し訳ございません。

年度当初のハイリスクの妊婦の部分については、国の補助を利用したという形の部分がありますので、要件としましては住所地、居住地から60分以内に分娩施設がある場合は普通の妊婦さんはこれは適用できないと。60分以上かかるような部分も、ハイリスクのところの高度な医療を受けるんですよっていう妊婦さんに限った部分の制度でありました。今回は、市内の分娩施設が終了するというような部分がありまして、居住地から60分以上かかる場合は国の制度を利用できるということで、通常の妊婦も対象となるという部分になります。そのため、今回通常の妊婦の部分とハイリスクの妊婦の部分を合わせて同じ制度になりますもので、こちらのほうは一本化したという形の予算になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算書の9ページの建築物環境衛生管理業務委託、河内の庁舎だということですが、これについてどういう条件でビル管が必要なのか再度お尋ねをしたいと思います。そして、このビル管に関しましては当然庁内にも火災関係の責任者とか等々を置くような仕組みになっているかと思いますが、この点について江田議員からの質問もありましたけど、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、予算の概要のほうの5ページに森林環境譲与税が出ております。たしか自分の記憶ですと、令和元年度から前もって森林譲与税の1,000万ぐらいだったですか。積み立て



てきて、現在5,400万ほどあるんじゃないかと思うんですが、年に2度の数字が明らかになる交付になってるのか、一度きりでどういう訳でこの12月に225万8,000円が出てきたのか。国からの1回の森林税を法人2,000円とか、法人市民税ですか。それに上積みして、国が各都道府県や市町村に交付を贈与するという、こういう仕組みになってようかと思えますけども、そこら辺の仕組みを確認をさせていただきたいということと、この森林贈与税も令和元年からといいますと6年目になりまして、この贈与税、基金積立金してると思いますが、どのように利用する計画というのは立てられてるのか立てられてないのか。併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、一般寄附金が76万9,000円ほど5ページでいただいているわけですが、どういふ内容のものであったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、7ページの市民税及び固定資産税が増額になっておりますが、これもどういふことであったのかお尋ねをしたいと思います。市民税等は見込みよりも大きく、景気が良くなったってことであれば大変喜ばしいことですが、どういふ理由かお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど楠山議員がお尋ねになりました遠方分娩の交通費の支給が、9ページで国からの補助金とがあるわけです。そして、県費が宿泊の補助金があると。国と県の補助金をもって、先ほどの支出のほうの17ページにあります遠方施設の交通費、あるいはハイリスク云々の交通費に充てるという、こういう仕組みになってこの予算を見ますと読み解けますけども、そうしますと全く国県の補助だけで運営されることになるのかと。下田市の資金が入ってるのかということと、国県のこの仕組みを使うということは、一般的にはなかなか市民にこういう具合になってますよというような広報が行き届いていないかと思うわけです。国県の制度を使うにしましても、下田市民、妊産婦の方たちにこの制度を知ってもらうという必要はあるかと思うんですが、規則とか条例とか要綱とか、そういう定めが当然必要かと思うんですが、そういうものはつくる予定があるのか。どういふように市民に広報する予定なのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、17ページの井戸水の災害何て言ったらいいかな。086事業の防災対策総務事務の中で、災害用井戸の水質調査業務委託をするということですが、井戸については有効に災害時に利用するってことは必要なことかと思いますが、55万円のこの業務委託の内容はどういふことをお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの学校給食の運営費の修繕費でございますが、民間委託することが学

校給食費の効率化、費用がかからなくて済むことになるんだとこういうことで進めてまいったかと思いますが、光熱費の増と修繕費の増、208万ほどの修繕費が出ておりますが、これもどういう事情なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、23ページの下田市の原稿データの作成業務委託。市史編さん室でございますが、執行を見送るという御説明でございましたが、やはり下田市史もそれなりにきっちりと進めていただくことが大切かと思えます。執行見送りということはどういうことなのか。やがて、この部分の仕事は令和7年度でやられるようになるのか。どういう事情なのかお尋ねをしたいと思えます。

さらに、下田市民文化会館の改修費が300万ほどここで計上されておりますが、これもまた、どういう内容の工事なのかお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） まず、財務課よりはビル管の関係についてお話しさせていただきたいと思えます。

ビル管につきましては、特定建築物に係るある一定の、すみません。基準につきましては、先ほどの江田議員と同様の細かい基準については、また委員会のほうでお話しさせていただきたいと思うんですけど、基本的にはビルの空調、給水、排水、清掃の状況ですね。環境衛生をよくするために管理者を置いてやっているというものでございます。

そして、一般寄附の状況につきましては、この3年、4年かな。明治安田生命様より頑張る元気のという部分で、法人プラス下田支店に明治安田生命様の方、働いている社員の方の寄附も含めて毎年この数年頂いていると。総額、すみません。たしか私の記憶だとこの三、四年で300万円近く頂いているのかなというふうに思えます。

あと森林環境譲与税でございます。基金のほうではなくて森林環境譲与税のほうの部分についてお話しさせていただきたいと思えます。こちらにつきましては、令和に下田市の私有の人工林の面積と、林業従事者と人口に応じて交付されるものでございます。基本的に譲与の期間としましては、6月、11月、3月に交付されるものでございます。こちらにつきましては、全て一旦特定財源ではないんですけれども、同額を基金のほうに積み増して運用しているという状況になります。基金の運用につきましては、また産業振興課のほうから答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私のほうからは、森林環境譲与税の関連の森林環境整備促進基金の関係でお答えを申し上げます。

基金につきましては、令和2年度から取り崩しての運用を行っているわけですが、基本的には森林経営管理制度といたしまして民間の人工林の整備、そちらのほうの計画を立ててございますので、そこの計画に今出てる部分が多いというところで令和2年度には93万程度。それから年々金額が多くなりまして、令和3年度にはその意向調査であったりを行った関係で169万円。それから、令和4年度には森林管理経営の集積計画という計画を立てておりますので、そこで390万円。令和5年度には、計画を立てたところの実際の干ばつ等の業務ということで、490万円程度を実施しております。

今年度につきましては、さらに林道の維持・管理の部分であったり、また、森林管理経営制度の前回優先順位一番の地区から、今度はそこが順調に進んでいるものですから今度2番の区域の意向調査ということで、今年度はそういったものに混ぜております。また、そのほかにも松くい虫の防除の関係の費用、こちら建設課の予算のほうにも充当していたり、あとは木材の利用という観点で福祉事務所だったかな。子供用の木工製品の部分にも充てていて、今年度の繰入額については大きく伸びて、予定額ですと予算上は1,950万円ほど取り崩して利用するような形になってます。この森林環境譲与税の基金部分につきましては、この森林の整備という部分で毎年使っていくのとともに、基金に積み立て今年度はこの部分で運用していくことも可能とされておりました、現在そういう形で運用しているところです。

また、この基金の使い道につきましては、今他市町の状況等も調査をしております、民有林の整備、自然林有害鳥獣等でも問題になってますので、そこら辺の制度にも充てられるような形で制度ができないかというところを今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） 私のほうから市税の増額について御説明を申し上げます。

市民税が増額になっている部分は、定額減税が当初予算では約7,600万円ほど見込まれたんですけども、実際の適用額は7,000万円程度であったということと、分離課税の分が年ごとに増減を繰り返しております、その分が約2,900万円程度増えていると。全体的に1年前の所得に対して課税が今年度あるものですから、景気がよくなってるかどうかというのはちょっとあれなんですけども、当初予算がやはりギリギリの線ではなくてある程度余裕を持った金額で編成されているというところで、大体毎年12月か9月に増額の補正をさせてい

ただいているということです。

あと固定資産税のほうが大規模集合住宅の完成とか償却資産が増えたりとか、軽自動車税は新税率の軽自動車が年々増加して、旧税率の低い税率の車が廃止されて新税率の軽自動車が増加しているために、台数自体は毎年1%ぐらい減ってるんですけども、その関係で増額になっております。

私のほうは以上です。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 私からは、概要16、17ページの遠方分娩施設への交通費、宿泊費、支援助成金についてお答えさせていただきます。

まず、この事業につきましては国県の制度を利用してということになります。財源の内訳につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、市の財源のほうも必要となっております。

続いて、この助成金の要綱につきましては今現在案を作成しておりまして、今回のこの予算が成立すればこちらのほうは告示させていただきたいと。また、必要があれば委員会のほうに要綱案は提示させていただきたいと思っております。

もう一点、市民への周知、広報についてですけれども、現在市内の分娩施設の分娩が終了するという部分につきましては、この助成金については対象者がある程度確定しております。こちらの対象者につきましては、個別にお知らせをする。あるいは医療機関のほうから促してもらおうという形でまず周知のほうを考えております。その後、広報、ホームページ等必要な公開をさせていただきながら周知していくというような予定となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、0860の防災対策総務事務の災害用井戸水質調査業務55万円の内容は、という御質問にお答えさせていただきます。

災害用井戸に関しましては、平成8年に約100か所の災害用井戸がございまして、今年度再度調査をかけまして手挙げをしてもらった箇所が市内で139か所ございました。ただ、まだこちらのほう調査を進めておりまして、全てが全て使えるかどうかというのはまだ完全に確認してないところでございます。そのうちの、完全に使えるそうだよというのがまず40か所ございます。この40か所につきましては、災害の生活用水としての水が使えるかどうかという水質調査を行うものでございます。

水質調査の内容につきましては、水道法の第4条に規定されております水質検査としての51項目ございます。この中で省略不可能の11項目の水質検査をするものでございまして、例えばビルやマンションなどの建物の飲料水とか、飲料用の井戸水の一般的な検査として広く実施されているものでございます。災害用の生活用水として使用する想定としていることから、使用水準を満たしていると考えているもので、この省力不可の11項目のほうを行うものでございます。箇所数は40か所ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、学校給食管理運営事業の修繕料についてお答えいたします。

こちらのほうは、施設の保守点検業務に伴い指摘された事項が主なものでして、火災報知機の交換修繕と吸気ガラリフィルター、こちらは外壁に取り付けて吸気をする部分の吸気口の一種のフィルター。こちらの修繕と、あと食缶の前処理機の水漏れ。こちらが搬送ポンプに亀裂があるということで、水漏れをしているというところでの3つの修繕を予定させていただいているところです。あと、光熱水費のほうは電気料と水道料に不足が生じる恐れがあることから、今回挙げさせていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、下田市史原稿データ作成業務委託260万円の減額と、市民文化会館改修工事300万円の増額についてお答え申し上げます。

下田市史原稿データ作成業務につきましては、現在通史編上、原始から中世までの原稿の作成を6名の市史編さん委員さんに依頼をしているところで、令和6年の8月までに締切りを依頼していたんですけれども、執筆者同士のすみ分けや内容の調整、また大幅にページ数の増となった委員さんなど、再度調整が必要となったため、原稿の締切りを今年度末までに延長して、令和7年度に改めて原稿データ作成業務の予算を計上する予定でございます。

それから、市民文化会館の改修工事300万円につきましては、現在下田市民文化会館の外壁改修工事を行っておるんですけれども、主な理由としましては、当初はクラック補修箇所を200メートル弱で積算しておりましたが、改めて調査したところ400メートル弱と倍近くになったことから、工事費を増額するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

環境整備の促進の基金って言ったらいいんでしょうか。基金条例を設けていますが、大体歳入を見ますと、当初1,000万程度であったものが今日2,500万程度の森林の贈与税分が来ると。最大に使ったのが今年1,950万使おうかという計画になっている。その前までは92万とか390万。単位がちょっと全然違う仕組みになっていようかと思うんです。一方では、やはりイノシシだとか猿だとかいろんな被害が起きてると、こういう状況があろうかと思いません。本来は、鳥獣ではなくて森林そのものに対応しようということでしょうけど、今いろんな山を見ましても大変竹林がどんどん拡大して行って放置されてるっていうような森もいっぱいあろうかと思うんですけども、やはりそういうきっちりした計画を立てて、年間2,500万からの国からの譲与税が来るわけですから、やはり積んでおくっていう形ではなくて、現状の中できっちりサービスをして事業を展開をしていくということが必要じゃないかと思うんですけども、当局の見解っていうか課長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 基金につきましては、確かに積んでおくだけではなく有益な形で使っていくというところも必要だと思います。森林の整備につきましては、まず人口につきましては下田市でも計画を立てておりまして、その計画にのっとって進めているところでございます。ただ、民有地の天然林の部分につきましては、譲与税を利用して例えば地域で各行政区といえますか、そこで地域の方がまとまってここを整備したいっていうところでそれに対して費用に補助するというような制度を設けている市町もございますが、ただ、その制度は設けたものの利用がないというような実態があるようです。それは地域の中の合意形成がなかなか難しいという部分もあると伺っております。そういったところも地域と地元の方と調整をしながらやっていきたいというふうには、私どものほうでも今思っているところです。

あと、これだけの森林の整備、人工林、民有林と一気にやっついこうという中ですが、ただ地域の中での林業事業体。受け入れる絶対数というところも限りがあるというのも実情だと思います。そういった観点からは、林業事業体の人材育成であったり、そういう部分についても今後協議をしていかなきゃいけないというふう考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

やはり、森と災害っていうんでしょうか。かつては高馬のところの崖が雨とともに崩れてくるとか、近くは敷根の市がやった避難道が崩れてくるとか、そういう事例があるかと思えますけども、そういうものへの植林とか造林とかというようなことは、この費用は使うことができない形なんでしょうか。

使うことができるのであれば、そういうことも含めてぜひ計画を立てていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 国のほうからは細かくは出てないんですけども、ただ地目が山林である部分についての森林整備について適用ができるということで伺っておりますので、その辺もまた確認をしながら対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありますか。

1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 補正予算書の33ページですね。2040母子健康相談指導事業の遠方の分娩施設への交通費、宿泊費、支援助成金の関係で御質問させてください。

この補助なんですけども、補助要綱の中の交通費の面で基本的にちょっとどうなのかなと思っただんですけど、タクシーで移動の際なんですけども、14日以前であれば宿泊の対象となりそこから宿泊ができるということで、事前に入院する前の準備もするためタクシーを利用して例えば行けることはあると思うんですけども、例えば実際に14日以内に事前に入院するかといったらどうなのかなっていうところがちょっとあって、家族といたいのは多分皆さん普通であるのかなと思うところで、そんなに早く入院しない。どうするかってなるとギリギリに入院される方がほとんどかなと思うんですけども、そうした場合は陣痛タクシーが下田市にはないっていうところで、この制度を利用しにくいのかなっていうところがございます。

また、この後の全協でも多分お話しになるかなと思うんですけども、バスを使った場合ですと、例えば下田駅朝6時20分に出て順天に8時着という1本の状態で、果たして行けるのかなっていうところもございました。

補助要綱に関しましても、タクシーで移動した場合なんですけども、実際額に0.8を乗じて得た額ということで実際に利用するとなると、下田駅から例えばなんですけど順天堂まで

行ったとして、2万1,560円ほどかかります。そのうちの負担額が約5,000円ぐらいが自分のところに自己負担分が出るということで、仮にバスで行くのとやはり金額がちょっと少し違うってところで平等性に欠けるのではないかなっていうふうに少し感じました。

また、その中で仮に早めに事前準備のために宿泊しながら出産を待つとした場合に、小さな家庭があるところでの一時保育などの対応についてはどう考えているのかお聞きしたいのと、お願いします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） まず初めに、交通費についての考え方でございます。こちらのほうは、今現在国のほうの補助の基準に従ってということになりますので、分娩に係る部分についてはタクシーも認められているという部分がありますので、我々のほうでタクシー移動を否定するものではないということを御理解いただきたいと思えます。

また、この移動に関して前泊する部分については、ある程度は医師の判断で早めに来てくださいとかそういうのもあると思えますので、そちらのほうは個別の事情によるかなという部分で、どの程度の前泊になるかは各個別の事情によるということで御理解いただきたいと思えます。

また、バスあるいは公共交通機関、電車とかの部分も含めて幾つかこちらのほうから順天堂あるいは伊東のほうに行くルートはありますので、こちらのほうは患者さんがどのような移動手段を使うか。あるいは家族の協力が得られるという部分もあると思えますので、そちらのほうでなるべく御負担のないような形で選んでいきながら、あらかじめある程度計画的に予定を立てていただいた上で実施していただくというのが一番いいかなと思えます。

私のほうからは以上となります。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 一時保育の関係ですと、ちょっとケースがどういうケースの場合でっていう、状況にかなり実際下の子がいるだとか通わせてるだとか、また別の場合だとかっていうふうになりますので、ちょっとその辺の状況によってかなり変わって対応は。条件に合えば一時保育はあるんですけど、ちょっとあまりケースとして考えづらいのかなっていうふうに思えますので、また具体的に示していただければそのときはこういう対応が可能じゃないかっていうところをお示しできるかなというふうに思えますので、ちょっと答弁としてはすみません。今の段階ではうまくできなくて申し訳ないです。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。



○1番（柏谷祐也） ありがとうございます。

この補助金の交付要綱ができるまでの案の中でもそうだと思うんですけども、入院から出産まで長くある中で、34週目、36週目か。6週目ぐらいからもう多分分娩施設での検診に入っていくと思うんです。あとの4週間は。その中でいろいろ早く産まれる方もいたり、ギリギリで産まれる方がいたり計画出産の方がいたりとか、そういったいろいろある中で、この補助要綱案が出来上がる時には、例えば独り親の家庭。独り親の家庭は違いますか。家族の中でも祖父とかいらっしゃらない方がいたりして、旦那さんしか残る方がいないよっていつときに果たしてお子さんはどうするのかとか、そういったところの受入れのところまで見ていただけたらと思います。

その中で、もう一つだけすみません。最後質問させていただきたいんですけども、今国の補正でも上がってると思うんですけども、検診の受診ですね。検診の受診関わる交通費、今回は対象とならないと思うんですけども、今後国の補助金等が使えるようになったときに、下田市としてはそうした受診するときの交通費。遠方60分以上に対して補助金を適用していくのかどうか。そういったところは何か考えがあったら教えてください。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 現在、国のほうで審議が始まったことについてっていう部分ですけども、こちらのほうは今回の予算には入っておりませんが、また国のほうの審議が進み、その内容がこちらのほうで適用できるようなものであれば、そちらのほうを適用するような検討をして、予算のほうの反映等進めたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第86号議案は、それぞれの常任委員会に付託いたします。なお、会計年度任用職員以外の職員人件費は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。25分まで休憩します。

午後2時2分休憩

午後2時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第87号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第88号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議題89号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第90号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算書の債務負担行為の関係で1点質問をさせていただきます。

128ページ。

補正前補正後ということで、110万円から200万円強ということで、少しこの金額の変更というところの御説明をいただければと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） ただいまの債務負担行為の変更の部分の御説明をさせていただ

きます。

これは、年度の初めの頃に介護保険料の電算処理業務委託料、こちらのほうを設定をさせていただいておりましたけれども、今般予定している業者のほうが少し事業の部分がうまくいかないというところがありまして、次年度にかけますその部分において事業費が少し増えるよというような話もありまして、この事業を持続するためにある程度の増額が必要だということになりまして、こちらのほうの予算の計上をさせていただいてるという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 業務委託の事業者選択っていうものが入札なのか、随契なのかとちょっとすみません。私のほうで分からないんですが、そういった中で入札不調による予算の見直しなのか、随契によります協議の中での見直しなのかという。金額の差があまりにも大きいので、当初見込みとこの大きな差というものが事業者さんのほうではどういった部分がこの額の差ということで協議されているか、分かれば教えてください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） こちらについては、電算処理のほうの総括をやってます総務課からお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、その他の現在いろんな電算のほうの処理をやってます日立情報システムというところとの随意契約ということで、こちらのほう進めているところでございます。それに関わる債務負担ということになります。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 介護以外にも債務負担変更してるんですけども、下田市については基幹系のシステムというのは日立情報システムというところと契約してやってございます。こちらのアウトソーシング部分につきましては、日立以外のところとも契約やることによって安くできるのではないかという部分で協議をしていたところだったんですけども、今回、そちらの業者から対応できないということで日立へのアウトソーシングに戻したということでございます。その結果、減額してできる想定だったんですけども、やはり元に戻して高くなったと。結果としてそういった状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 恐らく、近隣であったり他自治体でも同じような情勢なのかなと思いますので、委員会での説明の中では日立システムさんが請け負ってる他自治体の金額例なども提示した上で、随契ということもありますので委員会での審査のほうの説明をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第91号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員人件費は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第92号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を許します。  
7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今回控訴されたということで、手付金といいますか裁判費用が計上されているんですが、ということは前回88万だったかで予算計上された前の裁判のほうはもう契約が一旦終了して、新しい控訴審に向けた今度は費用が計上されているという理解でよろしいのでしょうか。

前の裁判費用が幾らになってってということがもし決まっていたら、お知らせください。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 先日の88万円は、御存じのとおり第一審の着手金でございます。事件はそこで終了してなくて控訴審へ今度移行する形になりますので、事件は継続しているという形になります。ですので、第一審の報酬もまだ当然お支払いしてございませんし、報酬につきましては事件が終了後に精算という形になりますので、このまま継続していくという形になります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 若干補足のほうさせていただきます。

報酬というのは成功報酬という意味でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） そうしましたら、88万円お支払いいただく。支払ったと。2回目の控訴審で33万支払うと。百十何万か払ってこれで控訴審が終わって、最終的にどこまで行くか分かりませんが、終わった段階で成功報酬ということになるかと思うんですが、その成功報酬に関する取決めってというのはどういう形でされてるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 成功報償金につきましては、訴訟の経過、難易度、あと出廷回数等の事情を考慮して算定するというふうな決めになっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 度々ですみません。

報酬というお話のほうさせていただいておりますけれども、それは報償費で、自治法上という報償費で支払うという意味ではございません。今回も弁護士訴訟委託につきましても、着手金相当のものを委託料で払ってございますので、現在の想定といたしましては、仮に成功報酬と言われるものが生じた場合においても、訴訟の委託の委託料のほうで支払うことになるのではないかというふうに、現在想定してございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ちょっと今の説明がよく分からないんですけど、要は最終的にまだプラスになるよっていう話かなと思うんですが、課長のお話だと、今回多分裁判3回ぐらいしかやってないんですよね、実際。3回ぐらいで結審してると。次回も多分そんなにはかからないので、そこら辺まであんまり高くないのかなっていう、勝手にそういうふうに考えるんですけど、仮定の話ってというのはなかなかしづらいと思うんですが、最高裁まで行くことはほぼ考えにくいだらうという流れの中で、次回の高裁で終わった場合はどのぐらいかかるのかなってことは考えていらっしゃるのか。考えてらっしゃらなかったらいいですけども、どのぐらいの相場なのかなということでお聞きしたいなというところで、すみませんが最後の質問です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 現時点では仮定の話になってしまいますのでということで、弁

護士のほうとは成功報酬についての金額の協議はしてございません。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第93号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

なお、10日から12日まではそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、13日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会